

2.13. 香港

2.13.1. 調査の方法

文献調査を行った。文献調査の対象は、法文、論文、報告書、専門書籍等である。使用した法文については、2.13.2(2)で示す。

香港の関連法令に関しては、邦文の参考資料が見当たらなかったため、環境保護署（Environment Protection Department；EPD）のウェブサイトなどを利用して環境関連法令の全体像を確認しながら、個々の法令の調査を進めた。

2.13.2. 調査の結果

(1) 背景

香港の歴史、経済、環境配慮への取り組みは、以下のように概観される。

1842年、アヘン戦争を終結させるために、清国とイギリスの間で結ばれた南京条約（江寧条約）等により、清国からイギリスに割譲された土地と租借地で、イギリスの植民地となった。1997年7月1日にイギリスから中華人民共和国に返還された現在の香港特別行政区は、香港島、九龍半島、新界及び周囲の南シナ海に浮かぶ235余の島を含めた地域を指す。面積は東京23区の約2倍程度である。

返還された香港は、「香港特別行政区」として改編され、同政府が即日成立した。香港特別行政区は、中華人民共和国における省や直轄市と同等の地方行政区となっている。しかし中華人民共和国憲法31条及び1990年に制定された香港特別行政区基本法により、返還後50年間は自治権の付与と本土と異なる行政・法律・経済制度の維持が認められている。また「中国香港」の名称で経済社会分野における国際組織や会議への参加も認められている。

このように、香港の政治の特徴は、イギリスからの返還後に施行された一国二制度にある。イギリス時代の行政・官僚主導の政治体制から、一定の制限の下での民主化及び政党政治への移行期と位置づけられる。

司法の面では、中華人民共和国内とは異なり、香港特別行政区基本法に基づき、英米法（コモン・ロー）体系が施行されている。基本法の規定により、中華人民共和国内の法律は「別段の定め」がない限り香港では施行されない。よって、基本的な法体系はイギリス領時代のものが引き継がれている。

経済の面では、2010年の香港のGDPは約2,264億ドル（約18兆円）であり、福岡県とほぼ同じ経済規模である。中華人民共和国内とは異なる政治制度の下で、経済形態は規制が少なく、低税率な自由経済を特徴としている。食料や日用品などは対外依存度が高く、イギリスの対中国貿易の拠点であったことから中継貿易が発達していた。1949年に中華人民共和国が成立すると、大陸から流入した多くの移民を安価な労働力として活用することで、労働集約型の繊維産業やプラスチック加工などの製造業が発達した。しかし1970年代後半になると、工業用地不足や労働コストの上昇などの課題が顕在化するようになってきた。1980

年代からは、中華人民共和国の改革開放政策により、従来の労働集約型の製造業は広東省の深圳市や東莞市を初めとする珠江デルタへと移転、香港は中華人民共和国を後背地とする金融センター・物流基地へ転換してきている。

化学物質管理については、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（1998年採択）」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（2001年採択）」にも対応した有害化学物質規制が講じられている。環境配慮への取り組みとしては、低炭素化、省エネルギー、廃棄物の削減、廃電気電子機器のリサイクルに積極的に取り組まれている。

(2) 全体的な状況

香港の化学物質管理の全体的な状況は、以下のとおりである。（ここでは当該国の全体感や特徴を掴みやすいよう、概観を示すこととし、具体的な事実や詳細は、次項の(3)で示す）。

・ 海外の影響

有害化学物質管理条例（Hazardous Chemicals Control Ordinance (Cap. 595)）は、ストックホルム条約やロッテルダム条約等国际条約が規制する物質を含む人間の健康や環境に有害または負の影響を及ぼす可能性のある非農薬有害化学物質の輸出入・製造・使用を規制することを目的としている。

・ 新規化学物質の事前審査、既存化学物質リスト、ハザード管理、リスク管理

既存化学物質リストや新規化学物質の事前審査等の制度は整備されていない。化学物質管理に関わる基本的な法令である「有害化学物質管理条例（Hazardous Chemicals Control Ordinance (Cap. 595)）」によって、有害化学物質の人の健康または環境への影響を管理している。同条例では、ハザードの観点から、指定化学物質の輸入、輸出、製造、運搬等に関して、許可証制度を導入することで、有害化学物質の影響をコントロールしている。リスクベースの管理は行われていない。

・ GHS

工場・産業活動実施条例（Factories And Industrial Undertaking Ordinance (Cap. 59)）の下位法令の中で、危険分類とシンボルマークについて規定している。

(3) 法体系

香港の化学物質管理の法体系は、図表 2.13-1 のとおりである。香港の法体系の基本は、「Ordinance（条例）」となっている。その下位には、「Regulation（規則）」があり、ガイドラインが策定されている分野もある。なお、条例や規制は英語で記述されている。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.13 香港

図表 2.13-1 香港の化学物質管理の法体系

分野	日本の該当法令 (法律を掲載)	法令名	法文 (◎は調査で主に使用したもの)	所管官庁
(a)-1 化学物質一般	化審法	有害化学物質管理条例 Hazardous Chemicals Control Ordinance (HCCO)(Cap. 595)	◎英語： http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.ns/f/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/DB88C67DA1DBC710482575EF00205A4D/\$FILE/CAP_595_e_b5.pdf	環境保護署 (Environment Protection Department; EPD) http://www.epd.gov.hk/epd/eindex.html
		有害化学物質管理（一般）規則 Hazardous Chemicals Control (General) Regulation (Cap.595A)	◎英語： http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.ns/f/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/D6CAB5828B0333AB482575EF00206564/\$FILE/CAP_595A_e_b5.pdf	
		有害化学物質管理（料金）規則 Hazardous Chemicals Control (Fee) Regulation (Cap.595B)	◎英語： http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.ns/f/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/C43EBC86D6F822F3482575EF00206D7F/\$FILE/CAP_595B_e_b5.pdf	
労働安全衛生	労安法	工場・産業活動実施条例 Factories And Industrial Undertaking Ordinance (Cap. 59)	◎英語： http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.ns/f/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/27C5A8379CA079C5482575EE0034CA5D/\$FILE/CAP_59_e_b5.pdf	劳工处 (Labour Department) http://www.labour.gov.hk/eng/news/content.htm
(a)-2 化学物質一般 (GHS)	労安法等	工場・産業活動実施（危険物質）規則 Factories And Industrial undertakings (Dangerous Substances) Regulations (Cap. 59AB)	◎英語： http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.ns/f/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/D62DB9CD10C0C4D2482575EE0034EBFB/\$FILE/CAP_59AB_e_b5.pdf	

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.13 香港

分野	日本の該当法令 (法律を掲載)	法令名	法文 (◎は調査で主に使用したもの)	所管官庁	
特定用途	(b) 毒物	毒劇法	薬物毒物条例 Pharmacy and Poison Ordinance (Cap. 138)	◎英語： http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/CurAllEngDoc/0F66D4839C78DBDA482575EE00438DD5/\$FILE/CAP_138_e_b5.pdf	香港行政長官 (The Chief Executive of Hong Kong)
	(c) 危険物	消防法	危険物取扱条例 Dangerous Goods Ordinance (Cap. 295)	◎英語： http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/CurAllEngDoc/865F4F6D06D44941482575EE005A718B/\$FILE/CAP_295_e_b5.pdf	勞工処 (Labour Department) http://www.ceo.gov.hk/exco/eng/index.htm
	(d) 食品添加物	食品衛生法	公衆衛生及び公共業務条例 Public Health And Municipal Services Ordinance (Cap.132)	◎英語： http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/40DC34E06542CFE1482575EE003FE971/\$FILE/CAP_132_e_b5.pdf	所管官庁は条項により異なる。大別して、食品は環境衛生ディレクター (Director of Food and Environmental Hygiene)、薬品は健康ディレクター (Director of Health) となっている。 http://www.fehd.gov.hk/english/index.html
			食品着色料規制 Colouring Matter in Food Regulations (Cap.132H)	◎英語： http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/E4D89CB22D6461A7482575EE00425864/\$FILE/CAP_132H_e_b5.pdf	環境衛生ディレクター (Director of Food and Environmental Hygiene) http://www.fehd.gov.hk/english/index.html
	(e) 消費者製品	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	製品環境配慮責任条例 Product Eco-responsibility Ordinance (Cap. 603)	◎英語： http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/439979DE5B92D2C9482575EE003EBFB6/\$FILE/CAP_123_e_b5.pdf	環境保護署 (Environment Protection Department; EPD)

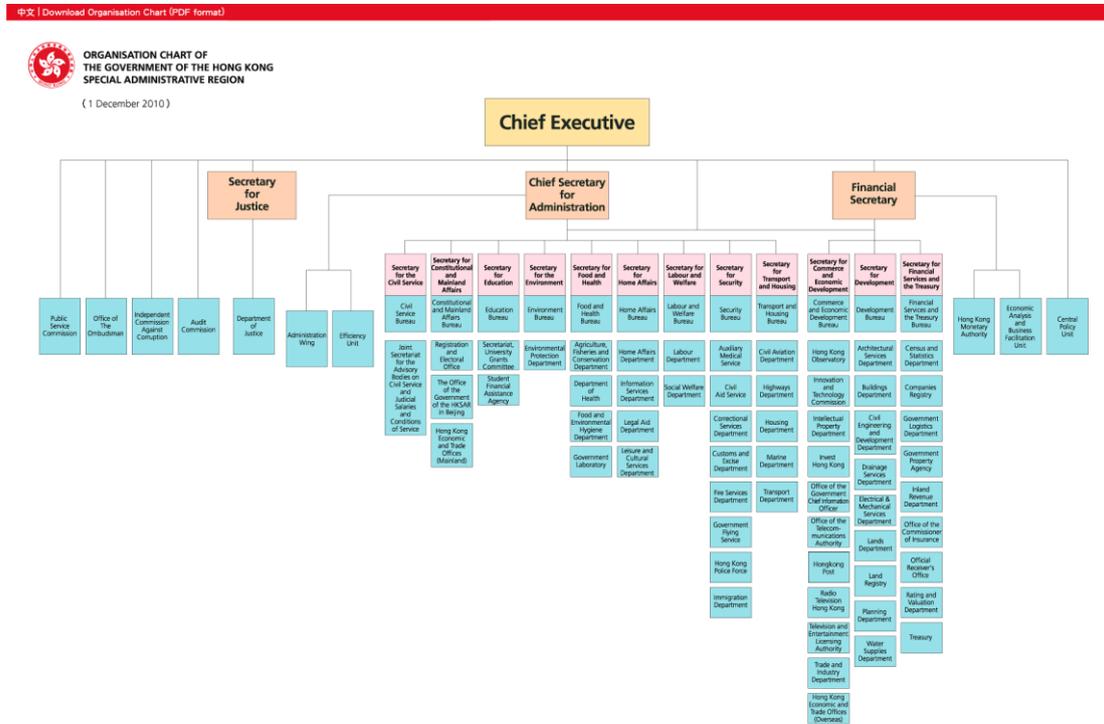
2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.13 香港

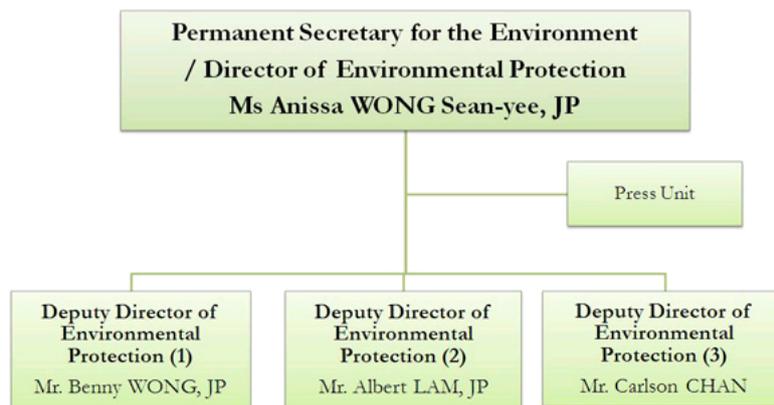
分野		日本の該当法令 (法律を掲載)	法令名	法文 (◎は調査で主に使用したもの)	所管官庁
	(f) 建材	建築基準法	建築物条例 Building Ordinance (Cap. 123)	◎英語： http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/CurAllEngDoc/439979DE5B92D2C9482575EE003EBFB6/\$FILE/CAP_123_e_b5.pdf	建築局 (Building Authority) http://www.bd.gov.hk/english/index_e.html
排出規制	(g) 大気・水域・土壌	水質汚濁防止法	水質汚染管理条例 Water Pollution Control Ordinance (Cap.358)	◎英語： http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/CB0A5863E36D4543482575EE006FA9BC/\$FILE/CAP_358_e_b5.pdf	環境保護署 (Environment Protection Department ; EPD)
		大気汚染防止法	大気汚染管理条例 Air Pollution Control Ordinance (Cap.311)	◎英語： http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/86682A3515C78D29482575EE005BD610/\$FILE/CAP_311_e_b5.pdf	
			大気汚染管理 (揮発性有機化合物) 規則 Air Pollution Control (Volatile Organic Compounds) Regulation (Cap.311W)	◎英語： http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/0C3B98319E8D45F9482575EE005C903A/\$FILE/CAP_311W_e_b5.pdf	
			オゾン層保護条例 Ozone Layer Protection Ordinance (Cap.403)	◎英語： http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/292A8DAA6ADC7463482575EF00037C60/\$FILE/CAP_403_e_b5.pdf	
		土壌汚染対策法	—	—	—
	(h) PRTR	化管法	—	—	—

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査
2.13 香港

参考までに、香港政府の機構図（図表 2.13-2 参照）、及び関連法令の主な所管官庁である環境保護署（EPD）の組織構成（図表 2.13-3 参照）を示す。



図表 2.13-2 香港政府の機構図¹

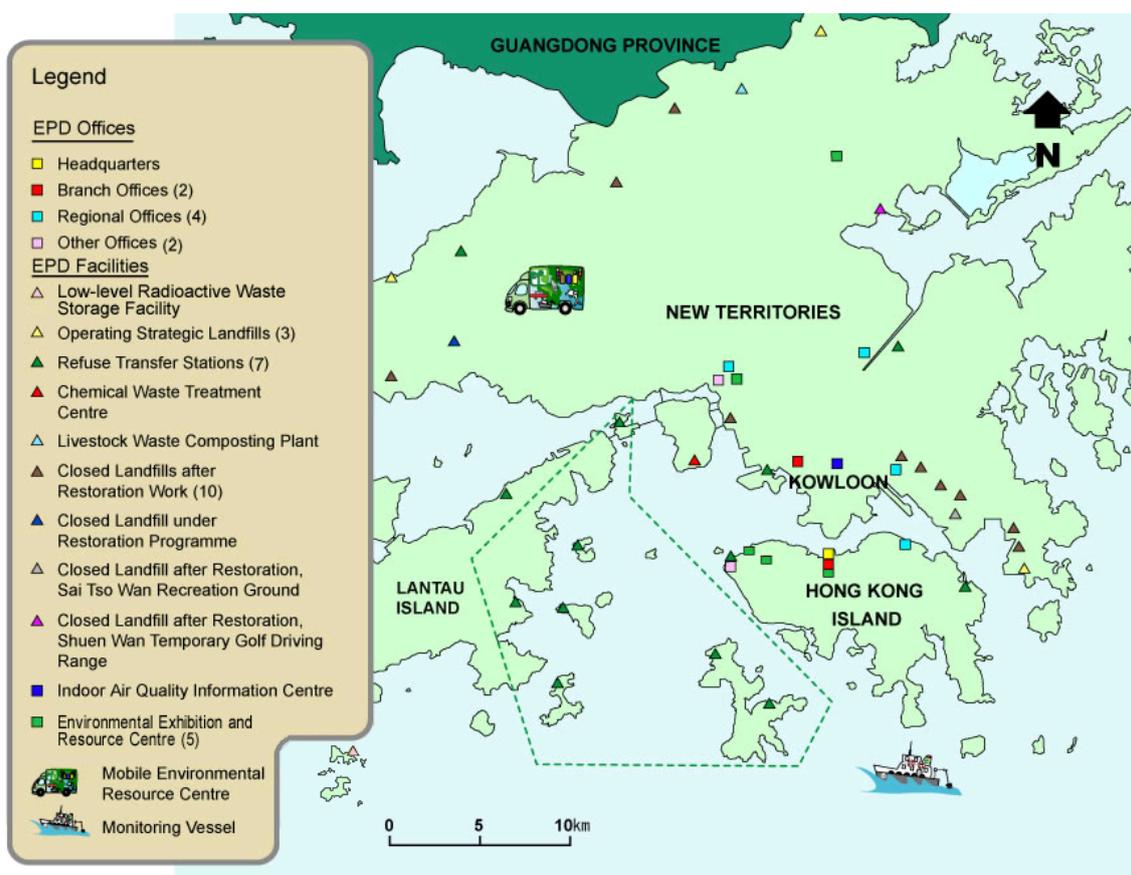


図表 2.13-3 環境保護署（EPD）の組織構成²

¹ <http://www.gov.hk/en/about/govdirectory/govchart/>

² http://www.epd.gov.hk/epd/english/about_epd/organ_chart/organ_chart.html

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査
2.13 香港



Headquarters Office	
住所	33/F, 34/F, 40/F & 45/F-48/F, Revenue Tower, 5 Gloucester Road, Wan Chai, Hong Kong
電話	2838 3111 (Service Hotline, Pollution complaints & enquiries)
E-mail	enquiry@epd.gov.hk (EPD General Enquiry)

図表 2.13-4 環境保護署 (EPD) のオフィスの情報³

香港における公共または政府支出の総額は、2009～2010年で3,072億香港ドル（日本円で約3.3兆円、1香港ドル＝11円で換算）、そのうち「環境及び食料」の分野では、137億香港ドル（約1,570億円）となっている。2010～2011年の予算では同様に、総額3,237（日本円で約3.6兆円）のうち、「環境及び食料」の分野は152億香港ドル（約1,672億円）となっている。2011～2012年の予算では、総額3,933億香港ドル（日本円で約4.3兆円）のうち、「環境及び食料」の分野は188億香港ドル（約2,068億円）となっている⁴。

³ http://www.epd.gov.hk/epd/english/about_epd/facility/facility.html

⁴ <http://www.budget.gov.hk/2011/eng/speech.html>

(a)-1 化学物質一般

【有害化学物質管理条例】

化学物質一般に対する法令は、「有害化学物質管理条例（Hazardous Chemicals Control Ordinance）」である（図表 2.13-5 参照）。本法令は、指定化学物質の輸入、輸出、製造、運搬等に関する規制等を定めている。施行開始年は、2008 年である。

本法令が化学物質一般に対する法令として、日本の化審法に該当するが、現在の規制対象物質は 14 物質であり、また、ハザード規制である。化審法が世界に先駆けて 1973 年に施行され、改定を重ねてきたのに対し、有害化学物質管理条例は、2008 年施行であり、施行されたばかりの新しい法令である。

図表 2.13-5 化学物質一般に関する法令

法令名	有害化学物質管理条例 Hazardous Chemicals Control Ordinance (HCCO) (Cap. 595)
所管官庁	・ Environmental Protection Department (EPD)
目的等	・ 有害化学物質管理条例 (Hazardous Chemicals Control Ordinance, Cap. 595, 2008) (以下、HCCO) は、人間の健康や環境に有害または負の影響を及ぼす可能性のある非農薬有害化学物質 (ストックホルム議定書やロッテルダム議定書が規制する物質を含む) の輸出入・製造・使用を、許可制度を通して規制することを目的とする ^{5,6} 。
規制対象物質と選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の非農薬有害化学物質 14 物質が、HCCO の下で規制されている⁷。 <u>タイプ 1 化学物質 (TYPE 1 chemicals)</u> 1. ヘキサクロロベンゼン Hexachlorobenzene (HCB) 2. ポリ塩化ビフェニル Polychlorinated biphenyls (PCB) <u>タイプ 2 化学物質 (TYPE 2 chemicals)</u> アスベスト Asbestos : 3. actinolite, 4. anthophyllite, 5. amosite, 6. crocidolite, 7. tremolite ポリ臭化ビフェニル Polybrominated biphenyls (PBB) : 8. hexabromobiphenyl, 9. octabromobiphenyl, 10. デカブロモビフェニル decabromobiphenyl 11. ポリ塩化ターフェニル Polychlorinated terphenyls (PCT) 12. 四エチル鉛 Tetraethyl lead 13. 四メチル鉛 Tetramethyl lead 14. リン酸トリス(2,3-ジブロモプロピル) Tris (2,3-dibromopropyl) phosphate ・ HCCO は、単体または加工 (2 種類以上の物質の混合・溶解) もしくは製品の一部として存在する指定化学物質に適用される。 ・ 指定化学物質が、工業製品の構成要素である場合には、化学物質がポリ塩化ビフェニル (PCB) で、その濃度が 0.005% (50ppm) かつ量が 0.05 リットルを超える場合を除き、適用されない。工業製品とは、その製造中に、特定の物理的形状またはデザインに形成されている製品を意味し、その形状やデザインの全部又は一部に依存する最終用途機能を備えているものを指す⁸。
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる有害物質のコントロール。 ・ 指定化学物質の輸入、輸出、製造、運搬等に関して、許可証制度を導入することで、

⁵ http://www.epd.gov.hk/epd/english/international_conventions/pops/hcco3.html

⁶ http://www.epd.gov.hk/epd/english/international_conventions/pops/files/01Eng.pdf

⁷

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/DB88C67DA1DBC710482575EF00205A4D/\\$FILE/CAP_595_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/DB88C67DA1DBC710482575EF00205A4D/$FILE/CAP_595_e_b5.pdf)

⁸ http://www.epd.gov.hk/epd/english/international_conventions/pops/files/01Eng.pdf

法令名	有害化学物質管理条例 Hazardous Chemicals Control Ordinance (HCCO) (Cap. 595)
	有害化学物質の人の健康または環境への影響をコントロールするための対応を規定している。

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・規制対象物質：

対象となる有害化学物質は、農薬以外で人間の健康や環境に悪影響を及ぼす可能性のある化学物質である。また、ロッテルダム条約またはストックホルム条約の規制対象とされるような物質を含んでいる。

本条例の規制対象とする有害物質を決める際には、ロッテルダム条約またはストックホルム条約における対象化学物質の評価基準が考慮されることになる⁹。

・規制内容：

条例の対象となる有害物質を管理する。指定化学物質の輸入、輸出、製造、運搬等に関して、許可証制度を導入することで、有害化学物質の人の健康または環境への影響をコントロールするための対応を規定している。

・運用体制、実態：

<効果>¹⁰

有害化学物質管理条例は、2008年に施行された法令であるが、2009年には、指定化学物質の輸入、輸出、製造、運搬等に関する証制許可の申請が68件あり、使用32件、輸入17件等の許可証が発行されており、許可証制度が一定の機能を果たしているものと考えられる。

<適用対象者とその義務（申告内容等）、罰則等>¹¹

・適用対象：

指定化学物質の輸入：地域の化学物質取引業者、運搬業者等。香港で消費する指定化学物質及び再輸出する指定化学物質が対象となる。

指定化学物質の輸出：地域の化学物質取引業者、運搬業者等。香港から輸出する指定化学物質が対象となる。

指定化学物質の積み替え・運搬：地域の化学物質取引業者、運搬業者等。輸入・輸出・積み替え・運搬する指定化学物質が対象となる。

・罰則：

⁹

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/DB88C67DA1DBC710482575EF00205A4D/\\$FILE/CAP_595_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/DB88C67DA1DBC710482575EF00205A4D/$FILE/CAP_595_e_b5.pdf)

¹⁰ http://www.epd.gov.hk/epd/english/laws_regulations/enforcement/resource_enfor8.html

¹¹ http://www.epd.gov.hk/epd/english/international_conventions/pops/files/01Eng.pdf

指定化学物質の輸出入・積み替え・運搬を HCCO の許可なくまたはこれに違反して行った者はレベル 5 の罰金 (現在は 5 万 HKD) または 1 年間の禁固刑となる。また、HCCO の許可証の発行については、他の条例や規則の規定順守による許可保有者を免除していない。

<物質等の見直しの計画、見直しのための要件>¹²

①環境保護署長官が指定化学物質を追加・削除等の変更を行う命令を官報で発表する。

- (a) 条約が規制する物質 (CAS 番号等を含む) を、指定化学物質の 1 または 2 のパート 1 に追加する。
- (b) 指定化学物質の 1 または 2 のパート 1 から、任意の特定化学物質 (CAS 番号等を含む) を削除する。
- (c) 条約が規制する物質または特定化学物質の削除に関して、指定化学物質の 1 または 2 のパート 2 の修正を行う。
- (d) 上記(a) (b) (c)の下でおこなわれた追加、削除、修正に関して、指定化学物質 1 または 2 の間接的・付随的な修正を行う。

②Legislative Council の承認が必要な場合がある。

<申告 (報告の実績数) >¹³

HCCO 許可統計 (2009 年)	HCCO Permit Statistics in 2009
申請数 :	68 件
各活動の許可証発行数 :	
輸入	17 件
輸出	6 件
輸出入 (積み替え、運搬)	13 件
製造	0 件
使用	32 件
許可証の総発行数 :	68 件

<関連規則等>

指定化学物質の輸出入と積み替えは、HCCO の許可制度に加えて、香港輸出入条例 (IEO) に基づく輸出入免許制度の対象となっている (運搬は対象外)。その免許は、環境保護署 (EPD) によって発行される¹⁴。

Waste Disposal Ordinance (Cap. 354) の規制対象の指定化学物質は、HCCO では規制対象外となっている。ただし輸出入の場合は Waste Disposal Ordinance の要件に従う必要がある (対象となる)¹⁵。

¹²

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/DB88C67DA1DB C710482575EF00205A4D/\\$FILE/CAP_595_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/DB88C67DA1DB C710482575EF00205A4D/$FILE/CAP_595_e_b5.pdf)

¹³ http://www.epd.gov.hk/epd/english/laws_regulations/enforcement/resource_enfor8.html

¹⁴ http://www.epd.gov.hk/epd/english/international_conventions/pops/hcco3.html

¹⁵ http://www.epd.gov.hk/epd/english/international_conventions/pops/files/01Eng.pdf

〈制定構築に至る歴史的過程（契機となった海外の潮流、国内社会問題等）〉¹⁶

有害化学物質と残留性有機汚染物質（POPs）は人間の健康や環境に悪影響を及ぼす可能性がある。これらの物質は国際条約（有害化学物質はロッテルダム条約、POPsはストックホルム条約）で規制されており、香港にも適用される。2008年には、両条約に基づく香港の義務を達成する取り組みの一環として、有害化学物質管理条例（Cap 595）を施行した。

【有害化学物質管理条例に関連する下位法令】

有害化学物質管理条例に関連する法令を以下に示す（図表 2.13-6、図表 2.13-7）。本法令では、有害化学物質管理条例の下で付与される出願許可や申請の手数料について規定している。

図表 2.13-6 化学物質一般に関する法令（その2）

法令名	有害化学物質管理（一般）規則 Hazardous Chemicals Control (General) Regulation (Cap.595A)
所管官庁	・ Environmental Protection Department (EPD)
上位法	・ 有害化学物質管理条例 Hazardous Chemicals Control Ordinance (HCCO) (Cap. 595)
規制内容	・ HCCO の下で付与される出願許可について規定している ¹⁷ 。

図表 2.13-7 化学物質一般に関する法令（その3）

法令名	有害化学物質管理（料金）規則 Hazardous Chemicals Control (Fee) Regulation (Cap.595B)
所管官庁	・ Environmental Protection Department (EPD)
上位法	・ 有害化学物質管理条例 Hazardous Chemicals Control Ordinance (HCCO) (Cap. 595)
規制内容	・ HCCO の下で行われる申請のために納付される手数料について規定している ¹⁸ 。

【工場・産業活動実施条例】

労働安全に対する法令は、「工場・産業活動実施条例（Factories And Industrial Undertaking Ordinance）」である（図表 2.13-8 参照）。産業活動が行われる現場での安全と健康を確保するため、経営者・従業員それぞれの義務等を定めている。1997年に施行され、1999年に改正が行われている。

¹⁶ <http://www.epd.gov.hk/epd/misc/ehk09/en/cross/topicissue.html>

¹⁷

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/D6CAB5828B0333AB482575EF00206564/\\$FILE/CAP_595A_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/D6CAB5828B0333AB482575EF00206564/$FILE/CAP_595A_e_b5.pdf)

¹⁸

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/C43EBC86D6F822F3482575EF00206D7F/\\$FILE/CAP_595B_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/C43EBC86D6F822F3482575EF00206D7F/$FILE/CAP_595B_e_b5.pdf)

本法令は、日本の労安法に相当する。労安法では、安全衛生管理体制、健康被害の防止措置、有害物質に関する規則（製造禁止、許可、表示、安全性情報の取得・提供）、作業環境等の原則等が規定されている。一方、香港の工場・産業活動実施条例の下にも 30 の補助規則があり、有害化学物質、工場、建設現場、輸送やその他作業現場での危険活動について、安全確保や健康上の基準について詳しく規定しており、労安法と同様に労働安全全般をカバーしている。

図表 2.13-8 化学物質（労働安全）に関する法令

法令名	工場・産業活動実施条例 Factories And Industrial Undertaking Ordinance (Cap. 59)
所管官庁	・ Labour Department
目的等	・ 産業活動が行われる現場での安全と健康を確保するため、経営者・従業員それぞれの義務を規定する ¹⁹ 。
対象物質、基準値等	・ 有害化学物質については、以下の補助規則で規定している。 CAP 59AA Factories and Industrial Undertakings (CARCINOGENIC SUBSTANCES) Regulations ²⁰ CAP 59AB Factories and Industrial Undertakings (DANGEROUS SUBSTANCES) Regulations ²¹
規制内容 ²²	・ 雇用者：産業活動を行う現場のすべての経営者は、作業現場における雇用するすべての従業員の健康と安全性を確保する義務を負う。 ・ 従業員：産業活動に従事する者は作業中に以下の義務を追う (a) 自身及び他者の健康と安全について適切に配慮 (b) 雇用者が健康・安全確保のため本条例に基づき指示を出す場合はこれに協力する

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・ 規制対象物質

〈保護対象、着目する暴露経路〉^{23, 24}

保護対象：

産業活動に従事する全ての従業員

¹⁹

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/27C5A8379CA079C5482575EE0034CA5D/\\$FILE/CAP_59_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/27C5A8379CA079C5482575EE0034CA5D/$FILE/CAP_59_e_b5.pdf)

²⁰

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/B874D5ECCC6C24D0482575EE0034DEB6/\\$FILE/CAP_59AA_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/B874D5ECCC6C24D0482575EE0034DEB6/$FILE/CAP_59AA_e_b5.pdf)

²¹

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/D62DB9CD10C0C4D2482575EE0034EBFB/\\$FILE/CAP_59AB_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/D62DB9CD10C0C4D2482575EE0034EBFB/$FILE/CAP_59AB_e_b5.pdf)

²²

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/27C5A8379CA079C5482575EE0034CA5D/\\$FILE/CAP_59_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/27C5A8379CA079C5482575EE0034CA5D/$FILE/CAP_59_e_b5.pdf)

²³

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/27C5A8379CA079C5482575EE0034CA5D/\\$FILE/CAP_59_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/27C5A8379CA079C5482575EE0034CA5D/$FILE/CAP_59_e_b5.pdf)

²⁴ <http://www.labour.gov.hk/eng/legislat/content3.htm>

暴露経路：

産業活動を行う各種現場（工場、建設現場、飲食店、貨物運搬、修理、その他産業現場）

・規制内容

〈関連規則等〉²⁵

本条例には 30 の補助規則があり、工場、建設現場、輸送やその他作業現場での危険活動について、安全確保や健康上の基準について詳しく規定している。

CAP 59A	Factories and Industrial Undertakings Regulations
CAP 59B	Factories and Industrial Undertakings (CONFINED SPACES) Regulations
CAP 59C	Factories and Industrial Undertakings (BLASTING BY ABRASIVES) Special Regulations
CAP 59D	Factories and Industrial Undertakings (FIRST AID IN NOTIFIABLE WORKPLACES) Regulations
CAP 59E	Factories and Industrial Undertakings (NOTIFICATION OF OCCUPATIONAL DISEASES) Regulations
CAP 59F	QUARRIES (SAFETY) Regulations
CAP 59G	Factories and Industrial Undertakings (WOODWORKING MACHINERY) Regulations
CAP 59H	Factories and Industrial Undertakings (ELECTROLYTIC CHROMIUM PROCESS) Regulations
CAP 59I	CONSTRUCTION SITES (SAFETY) Regulations
CAP 59J	Factories and Industrial Undertakings (LIFTING APPLIANCES AND LIFTING GEAR) Regulations
CAP 59K	Factories and Industrial Undertakings (CARGO AND CONTAINER HANDLING) Regulations
CAP 59L	Factories and Industrial Undertakings (ABRASIVE WHEELS) Regulations
CAP 59M	Factories and Industrial Undertakings (WORK IN COMPRESSED AIR) Regulations
CAP 59N	Factories and Industrial Undertakings (SPRAYING OF FLAMMABLE LIQUIDS) Regulations
CAP 59O	Factories and Industrial Undertakings (GOODS LIFTS) Regulations
CAP 59P	Factories and Industrial Undertakings (DRY BATTERIES) Regulations
CAP 59Q	Factories and Industrial Undertakings (GUARDING AND OPERATION OF MACHINERY) Regulations
CAP 59R	Factories and Industrial Undertakings (CARTRIDGE-OPERATED FIXING TOOLS) Regulations
CAP 59S	Factories and Industrial Undertakings (PROTECTION OF EYES) Regulations
CAP 59T	Factories and Industrial Undertakings (NOISE AT WORK) Regulation
CAP 59V	Factories and Industrial Undertakings (FIRE PRECAUTIONS IN NOTIFIABLE WORKPLACES) Regulations
CAP 59W	Factories and Industrial Undertakings (ELECTRICITY) Regulations
CAP 59X	Factories and Industrial Undertakings (ASBESTOS) SPECIAL Regulations
CAP 59Z	Factories and Industrial Undertakings (SAFETY OFFICERS AND SAFETY SUPERVISORS) Regulations
CAP 59AA	Factories and Industrial Undertakings (CARCINOGENIC SUBSTANCES) Regulations
CAP 59AB	Factories and Industrial Undertakings (DANGEROUS SUBSTANCES) Regulations :
CAP 59AC	Factories and Industrial Undertakings (SUSPENDED WORKING PLATFORMS) Regulation
CAP 59AD	Factories and Industrial Undertakings (ASBESTOS) Regulation
CAP 59AE	Factories and Industrial Undertakings (CONFINED SPACES) Regulation
CAP 59AF	Factories and Industrial Undertakings (SAFETY MANAGEMENT) Regulation
CAP 59AG	Factories and Industrial Undertakings (LOADSHIFTING MACHINERY) Regulation

²⁵ <http://www.labour.gov.hk/eng/legislat/content3.htm>

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査
2.13 香港

CAP 59AH	Factories and Industrial Undertakings Ordinance (CAP 59) (APPOINTED DAY UNDER SECTION 6BA(17)) NOTICE
CAP 59AI	Factories and Industrial Undertakings (GAS WELDING AND FLAME CUTTING) Regulation

〈罰則等〉²⁶

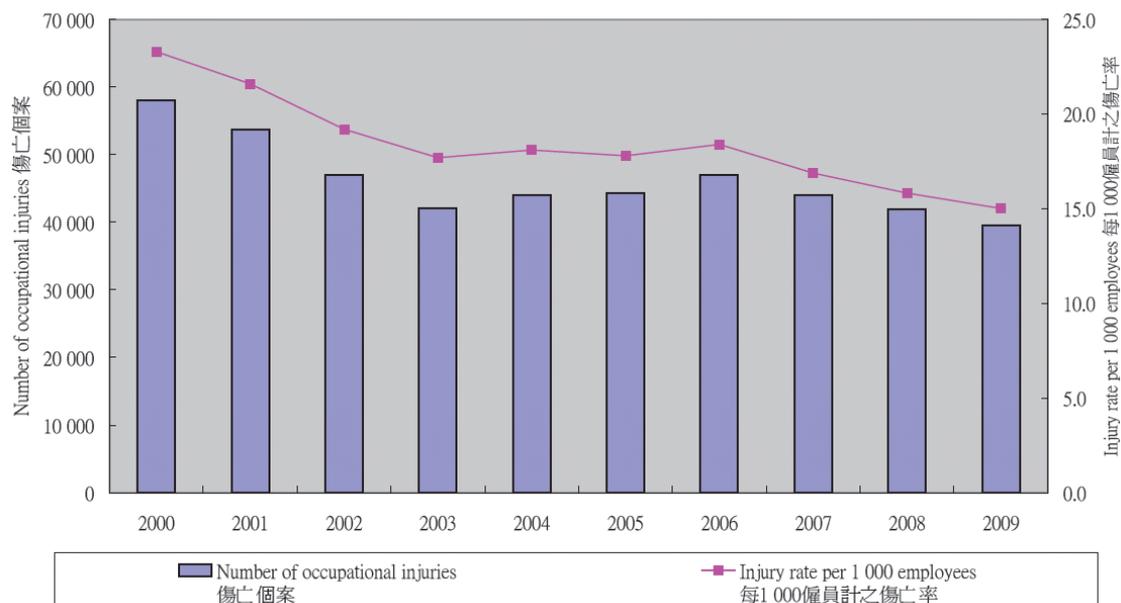
雇用者：故意にまたは理由なく本条（Section 6）に違反した場合は罰金 50 万ドルと 6 ヶ月の禁固刑を課す。

従業員：違反した場合はレベル 4 の罰金を課す。故意に／理由なく自身または他者に危険な行動をとった場合、罰金 5 万ドルと 6 ヶ月の禁固刑を課す。

・運用体制、実態

〈効果〉

「Occupational Safety and Health Statistics 2009」²⁷に示された労働災害数及び事故率は、いずれも減少傾向を続けている。



図表 2.13-9 労働災害数の推移

また同統計によれば、化学物質に関連する事故については、労働災害の事故タイプ別の分析（2009 年）の中で有害物質への暴露または接触による事故として示されており、2008 年は 344 件、2009 年は 302 件に減少している。

²⁶

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/27C5A8379CA079C5482575EE0034CA5D/\\$FILE/CAP_59_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/27C5A8379CA079C5482575EE0034CA5D/$FILE/CAP_59_e_b5.pdf)

²⁷ http://www.labour.gov.hk/eng/osh/pdf/OSH_Statistics_2009.pdf

〈物質等を見直しの計画、見直しのための要件〉²⁸

勞工処長官は必要に応じ補助規則や特別規則を策定することができる。その場合、当該規則を Chief Executive に提出しなければならず、また、立法評議会 (Legislative Council) の承認を受けなければならない。

(a)-2 化学物質一般 (GHS)

GHS に関わる事項は、日本の労安法に相当する「工場・産業活動実施条例」の下位法令で規定されている (図表 2.13-10 参照)。本法令では、リストアップされた危険物質の危険分類、危険分類に応じたラベル、特定リスクについて規定している。

国内では、GHS の日本語版への翻訳 (改訂初版) は関連省庁が共同で作業を行い、成果は、各ウェブサイト等で閲覧あるいはダウンロードできるようになっている。また、GHS 対応のために、労働安全衛生法令の改正等が行われている。一方、香港における GHS への対応については、工場・産業活動実施条例に基づいて実施されている。下位の工場・産業活動実施 (危険物質) 規則の中で、危険物質がリストアップされ、危険分類、危険分類に応じたラベル、特定リスクの情報が示されている。

図表 2.13-10 化学物質一般 (GHS) に関する法令

法令名	工場・産業活動実施 (危険物質) 規則 Factories And Industrial undertakings (Dangerous Substances) Regulations (Cap. 59AB)
所管官庁	・ Labour Department
規制内容 ²⁹	・ リストアップされた危険物質の危険分類、危険分類に応じたラベル、特定リスクについて規定している。 ・ 対象物質については、規則本文中で規定している。

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・運用体制、実態：

〈効果〉³⁰

工場・産業活動実施条例の項において記したように、「Occupational Safety and Health Statistics 2009」に示された労働災害数及び事故率はいずれも減少傾向を続けている (図表

²⁸

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/27C5A8379CA079C5482575EE0034CA5D/\\$FILE/CAP_59_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/27C5A8379CA079C5482575EE0034CA5D/$FILE/CAP_59_e_b5.pdf)

²⁹

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/D62DB9CD10C0C4D2482575EE0034EBFB/\\$FILE/CAP_59AB_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/D62DB9CD10C0C4D2482575EE0034EBFB/$FILE/CAP_59AB_e_b5.pdf)

³⁰ http://www.labour.gov.hk/eng/osh/pdf/OSH_Statistics_2009.pdf

2.13-9 参照)。

また同統計によれば、化学物質に関連する事故については、労働災害の事故タイプ別の分析（2009年）の中で有害物質への暴露または接触による事故として示されており、2008年は344件、2009年は302件に減少している。

(b) 特定用途（毒物）

特定用途（毒物）に関わる法令は、「薬物毒物条例（Pharmacy and Poison Ordinance）」で定められている（図表 2.13-11、図表 2.13-12 参照）。

例えば、医薬品成分を含む化粧品は、薬物毒物条例の対象となり、衛生署衛生福利局が所管となる。この場合、薬物毒物条例の規則に従って登録申請し、販売許可を得なければならない。一方、医薬品成分が含まれていない通常の化粧品は、消費安全条例（Consumer Goods Safety Ordinance ; CGSO）によって管理され、CGSOに適合していれば、輸入可能な製品として位置づけられる。

本法令は、日本の毒劇法に相当する。毒劇法が、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的に、その製造、輸入、販売、取締等の段階を通じて、毒物・劇物を規制しているのに対し、本法令は、日本の薬事法の内容も一部含むような対象範囲となっている。よって、医薬品成分を含む製品は、本法令の対象となっている。

図表 2.13-11 特定用途（毒物）に関する法令（その1）

法令名	薬物毒物条例 Pharmacy and Poison Ordinance (Cap. 138)
所管官庁	・ Labour Department
規制内容	・ 対象物質については、下位法令で規定している。 [http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/CurAllEngDoc/4F982AF8176DD0CB482575EE0043B7A4/\$FILE/CAP_138B_e_b5.pdf]

図表 2.13-12 特定用途（毒物）に関する法令（その2）

法令名	毒物リスト規則 Poisons List Regulations (Cap. 138B)
所管官庁	・ Labour Department
上位法令	・ 薬物毒物条例 Pharmacy and Poison Ordinance (Cap. 138)
規制内容 ³¹	・ 対象物質について規定している。

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

31

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/856151380DDC3E30482575EE005A7A66/\\$FILE/CAP_295A_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/856151380DDC3E30482575EE005A7A66/$FILE/CAP_295A_e_b5.pdf)

・運用体制、実態：

〈効果〉

本法令だけの効果に限定されないが、死因に関する統計³²では、有害物質等に関わる死因数が図表 2.13-13 のように示されている。なお、2001 年以降は、2000 年までのような詳細な区分での死因数が公開されていないため、1991 年～2000 年のデータを示している。鉛及びその化合物、その他金属の毒性による死者数等は少ない。

図表 2.13-13 特定用途（毒物）に関する法令等の効果

Year of Death Registration	Total Number of Deaths						
	Toxic effect of petroleum products	Toxic effect of solvents other than petroleum-based	Toxic effect of corrosive aromatics, acids and caustic alkalis	Toxic effect of lead and its compounds (including fumes)	Toxic effect of other metals	Toxic effect of other gases, fumes or vapours	Toxic effect of other substances, chiefly nonmedicinal as to source
1991	1	1	2	0	0	17	20
1992	2	2	4	0	0	8	24
1993	0	1	3	0	0	16	25
1994	0	0	1	0	1	8	18
1995	2	0	1	0	0	10	21
1996	0	1	4	2	0	28	17
1997	0	1	3	0	0	18	8
1998	0	2	1	0	0	39	14
1999	0	0	4	0	0	9	28
2000	1	0	2	0	0	9	7

(c) 特定用途（危険物）

特定用途（危険物）に関わる事項は、「危険物取扱条例（Dangerous Goods Ordinance）」で定められている（図表 2.13-14 参照）。対象物質のリストは、下位法令（図表 2.13-15 参照）で定められている。

本法令は日本の消防法に相当する。日本の消防法は、火災を予防・警戒・鎮圧し、国民の生命や財産を火災から保護するとともに、火災や地震等の災害による被害を軽減して社会公共の福祉増進に資することを目的制定され、その規制対象物品として危険物について規定している。

消防法における危険物は、酸化性固体、可燃性固体、自然発火性物質及び禁水性物質、引

³² http://www.healthyhk.gov.hk/phishweb/enquiry/mo_ysa9_indiv_e.html#tableanchor

火性液体、自己反応性物質、酸化性液体となっているが、香港の危険物取扱条例でも同様の危険物のカテゴリをカバーしている。本法令においては、下位の危険物取扱（適用と除外）規則で危険物が指定されている。

図表 2.13-14 特定用途（危険物）に関する法令（その1）

法令名	危険物取扱条例 Dangerous Goods Ordinance (Cap. 295)
所管官庁	・ Labour Department
規制内容 ³³	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての爆発物、圧縮ガス、可燃性の蒸気を放つ石油やその他の物質、有毒ガス・蒸気や腐食性物質、水や空気との相互作用による危険性を示す物質、自然発火性や可燃性のある物質、放射性物質等を対象とする。 ・危険な製品に関する禁止製品の指定、危険物の製造・所有・荷揚げ・出荷・積み替え・保管・移動・販売・使用で取られるべき安全上の注意、危険物の容器に貼付るラベル等について規定している。 ・対象物質については、下位法令で規定している。

図表 2.13-15 特定用途（危険物）に関する法令（その2）

法令名	危険物取扱（適用と除外）規則 Dangerous Goods (Application and Exemption) Regulations (Cap. 295A)
所管官庁	・ Labour Department
上位法令	・ 危険物取扱条例 Dangerous Goods Ordinance (Cap. 295)
規制内容 ³⁴	・ 対象物質について規定している。

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・ 運用体制、実態 :

〈効果〉

危険物に関わる防火と予防に関わる主な業績の指標は、図表 2.13-16³⁵のように示されている。

³³

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/865F4F6D06D44941482575EE005A718B/\\$FILE/CAP_295_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/865F4F6D06D44941482575EE005A718B/$FILE/CAP_295_e_b5.pdf)

³⁴

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/856151380DDC3E30482575EE005A7A66/\\$FILE/CAP_295A_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/856151380DDC3E30482575EE005A7A66/$FILE/CAP_295A_e_b5.pdf)

³⁵ <http://www.hkfsd.gov.hk/home/eng/statistic.html>

図表 2.13-16 危険物に関わる防火と予防に関わる主な業績の指標

	Targets	2005 (Actual)	2006 (Actual)	2007 (Actual)	2008 (Actual)	2009 (Actual)	2010 (Plan)
safety requirements issued within 28 working days for storage/manufacture of Category 2 (other than LPG) to Category 10 dangerous goods and/or for storage of timber following receipt of application and the required details/plans in full (%)	100	100	100	100	100	100	100
safety requirements issued within six working days for vehicles used for conveyance of Category 2 (other than LPG) or Category 5 dangerous goods following receipt of application (%)	100	100	100	100	100	100	100
licences issued within six working days for storage/manufacture of Category 2 (other than LPG) to Category 10 dangerous goods and/or storage of timber upon confirmation of full compliance with safety requirements (%)	100	100	100	100	100	100	100
licences issued within six working days for vehicles used for conveyance of Category 2 (other than LPG) or Category 5 dangerous goods upon confirmation of full compliance with safety requirements (%)	100	100	100	100	100	100	100

(d) 特定用途（食品添加物）

特定用途（食品添加物）に関わる規定は、「公衆衛生及び公共業務条例 (Public Health And Municipal Services Ordinance)」及びその下位法令によって、人の健康を損なうおそれのないことが明らかである食品添加物を指定する等しているもので、食品安全の基本法令と位置づけられている。公衆衛生及び公共業務条例のオリジナルの法令は 1935 年に施行されている（図表 2.13-17）。

日本の食品衛生法においては、食品及び添加物について、有害食品等の販売禁止、新開発食品の販売禁止、特殊な方法によって摂取する食品等の販売禁止、指定外添加物等の販売等の禁止、食品または添加物の基準及び規格等について規定しており、規制対象物質は指定添加物 361 物質、既存添加物 450 物質となっている。一方、本法令では、公衆衛生及び公共業務条例の Part V「Food And Drugs」において、食品及び添加物について規定されており、食品添加物に関連する下位法令としては、食品着色料規制 (COLOURING MATTER IN

FOOD REGULATIONS (CAP 132H)、食品医薬品（組成及び表示）規則（FOOD AND DRUGS (COMPOSITION AND LABELLING) REGULATIONS (CAP 132W)) がある。食品着色料規制の対象は、日本の食品衛生法に比して範囲が限定されており、許可された着色料以外の使用の制限、販売、広告の制限、着色料等のラベリングについて規定している。

図表 2.13-17 特定用途（食品添加物）に関する法令

法令名	公衆衛生及び公共業務条例 Public Health And Municipal Services Ordinance (Cap.132)
所管官庁	・所管官庁は条項により異なる。 ・大別して、食品は Director of Food and Environmental Hygiene、薬品は Director of Health となっている。
目的等 ³⁶	・公衆衛生に関する行政の全般を規定する法令。食品安全については Part V FOOD AND DRUGS で規定している。食品安全の基本法令と位置づけられている。
規制内容	・保護対象：一般大衆（食品・薬品の購入者） ・着目する暴露経路：食品・薬品の製造・加工・販売時

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・規制内容：

<関連規則等>

下位法令として以下の規制・ガイドラインが制定されている。

・規制：

1. Colouring Matter in Food Regulations
2. Dried Milk Regulations
3. Sweeteners in Food Regulations
4. Food Adulteration (Metallic Contamination) Regulations
5. Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations
6. Food Business Regulation
7. Frozen Confections Regulation
8. Harmful Substances in Food Regulations
9. Imported Game, Meat and Poultry Regulations
10. Milk Regulation
11. Mineral Oil in Food Regulations
12. Preservatives in Food Regulation
13. Slaughterhouses Regulation

・ガイドライン：

1. Draft Trade Guidelines on Safe Production of Sweet Food
2. A Guide for Food service and Retail Outlets - Practise Food Hygiene to Prevent Hepatitis A and Hepatitis E
3. Draft Trade Guidelines on Reducing Acrylamide in Food
4. Trade Guidelines on Safe Production of Chinese Cold Dishes
5. Guidelines on the Use of Disposable Tray Liners

36

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/40DC34E06542CFE1482575EE003FE971/\\$FILE/CAP_132_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/40DC34E06542CFE1482575EE003FE971/$FILE/CAP_132_e_b5.pdf)

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.13 香港

6. Guidelines to the Trade on Reducing the Level of Ethyl Carbamate in Alcoholic Beverages during Storage and Transport
7. Guidelines on the Use of Aluminium-containing Food Additives
8. Guidelines for Safe Preparation and Handling of Poached Chicken - A Guide to Food Factory, Foodservice and Retail Outlets
9. Guidelines for Safe Preparation and Handling of Poached Chicken - A Guide to Consumer
10. Trade Guidelines on Safe Production of Rice and Noodles
11. Preservatives and Antioxidants User Guidelines
12. Technical Guidance Notes on Nutrition Labelling and Nutrition Claims
13. Method Guidance Notes on Nutrition Labelling and Nutrition Claims
14. Guide to Application for Small Volume Exemption
15. Trade Guidelines on Reducing Trans Fats in Food
16. Guidelines on Identification and Labelling of Oilfish / Cod
17. Labelling Guidelines on Food Allergens, Food Additives and Date format
18. Guidelines on Voluntary Labelling of Genetically Modified (GM) Food
19. A. Microbiological Guidelines for Ready-to-eat Food
19. B. Supplementary Information to Microbiological Guidelines for Ready-to-eat Food
20. Guide to Import of Mainland Chilled Chickens into Hong Kong
21. Guide to Import of Food into Hong Kong
22. Guide to Import of Milk and Milk Beverages into Hong Kong
23. Guide to Import of Frozen Confections into Hong Kong
24. Guide to Import of Game, Meat and Poultry into Hong Kong
25. Guide to Import of Marine Products into Hong Kong
26. Guide to Application for Import Licence for Frozen Meat, Chilled Meat, Frozen Poultry and Chilled Poultry
27. Food Recall Guidelines
28. Code of Hygienic Practice for Aseptically Processed and Packaged Low-Acid Foods
29. A Guide to Application for Health Certificate for Foods of Animal Origin
30. Monitoring Pesticides Residues in Food
31. CODE OF PRACTICE - Import and Sale of Live Marine Fish for Human Consumption
32. Code of Practice on Section 78B Orders
33. Draft Trade Guidelines on Serving Size of Prepackaged Food For Nutrition Labelling

・運用体制、実態：

〈罰則等〉

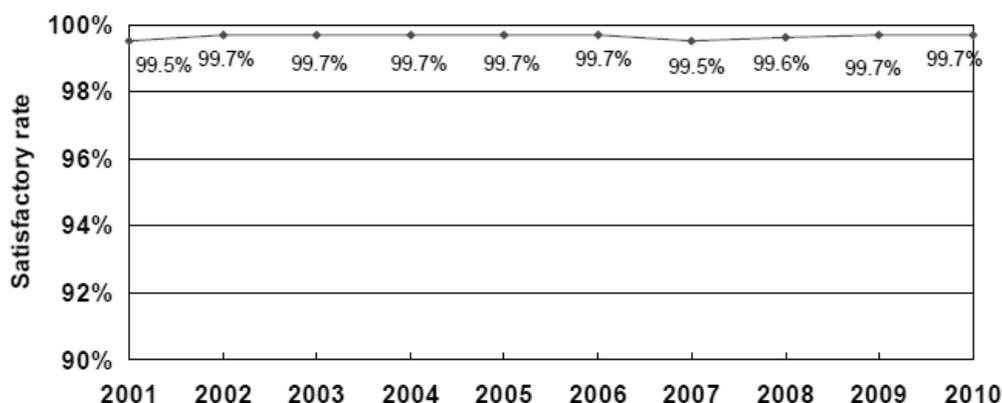
罰則は Schedule 9 Penalties に記載されている。違反のレベルにより 3～12 ヶ月の禁固刑となる。

〈効果〉

公衆衛生及び公共業務条例等に基づいた食品監視プログラムの結果³⁷は、以下のように高い合格率を示している。

³⁷ http://www.cfs.gov.hk/english/programme/programme_fs/files/Annual_Summary_of_2010_FSP.pdf

Overall satisfactory rates of food surveillance programme
(2001 - 2010)



図表 2.13-18 食品監視プログラムの結果

【公衆衛生及び公共業務条例に関連する下位法令等】

また、公衆衛生及び公共業務条例に関連する下位・関連法令等を以下に示す。

図表 2.13-19 特定用途（食品添加物）に関する法令（その1）

法令名	食品着色料規制 Colouring Matter in Food Regulations (Cap.132H)
所管官庁	・ Director of Food and Environmental Hygiene
上位法	・ 公衆衛生及び公共業務条例 Public Health And Municipal Services Ordinance (Cap.132)
規制内容 ³⁸	・ 許可されたもの以外の食品着色料の使用制限等について規定している。

図表 2.13-20 特定用途（食品添加物）に関する法令（その2）

法令名	食品用使い捨てプラスチック容器使用ガイドライン Guidelines on the Use of Disposable Plastic Containers
所管官庁	・ Director of Food and Environmental Hygiene
上位法	・ 公衆衛生及び公共業務条例 Public Health And Municipal Services Ordinance (Cap.132)
目的等	・ 食品用の使い捨てプラスチック容器による健康被害を防止する。
規制内容 ³⁹	・ 容器使用時の注意について記載している。 ・ 注目する暴露経路：プラスチック容器を使用する飲食業者。①容器の選定、②容器の納入・保管、③使用時（食品の温度）、④運搬・販売時、⑤その他管理体制について、注意事項を示している。

³⁸

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/E4D89CB22D6461A7482575EE00425864/\\$FILE/CAP_132H_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/E4D89CB22D6461A7482575EE00425864/$FILE/CAP_132H_e_b5.pdf)

³⁹ http://www.cfs.gov.hk/english/multimedia/multimedia_pub/files/disposable_plastic_containers.pdf

法令名	食品用使い捨てプラスチック容器使用ガイドライン Guidelines on the Use of Disposable Plastic Containers
	<ul style="list-style-type: none"> ・EPS、PP、PS、PET を原料とする容器について、それぞれの特性や使用時の注意（食品の温度、電子レンジ使用可否等）を記載している。 ・適用対象者とその義務、罰則等：プラスチック容器を使用する食品販売業者が対象となっている。 ・選定の際に着目した有害性物質等：残留モノマー、重金属

図表 2.13-21 特定用途（食品添加物）に関する法令 （その3）

法令名	食品用使い捨てトレーライナー使用ガイドライン Guidelines on the Use of Disposable Tray Liners
所管官庁	・ Director of Food and Environmental Hygiene
上位法	・ 公衆衛生及び公共業務条例 Public Health And Municipal Services Ordinance (Cap.132)
目的等	・ 食品用の使い捨てトレーライナーによる健康被害を防止する。
規制内容 ⁴⁰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食物環境衛生署が 2009 年 12 月に作成したガイドライン。 ・ 保護対象：一般大衆 ・ 注目する暴露経路：トレーライナーと食品とが直接接触することで、ライナーに含まれる化学物質が食品を汚染する。 ・ 汚染源の可能性については、ライナー印刷用インクに含まれる添加剤を例としてあげている。 ・ 適用対象者とその義務：トレーライナーの製造業者、ライナーを使用する飲食業者となっている。製造業者の義務は、使用上の注意をライナー上に印刷すること、等。飲食業者の義務は、食品とライナーを直接接触させないこと、等。 ・ 選定の際に着目した有害性物質等：ライナー印刷用インクに含まれる添加剤

(e) 特定用途（消費者製品）

日本の「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に相当する法令には、「製品環境配慮責任条例 (Product Eco-responsibility Ordinance)」がある。有害化学物質に関する規定はない。

(f) 特定用途（建材）

日本の建築基準法に相当する法令として、「建築物条例 (Building Ordinance)」がある（エラー! 参照元が見つかりません。参照）。建築基準法では、シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げため、建築物に使用する建材について規制している。一方、本法令では有害化学物質に関する規定はない。

⁴⁰ http://www.cfs.gov.hk/english/food_leg/files/Guidelines_Tray_liner.pdf

(g) 排出規制（大気・水域・土壌）

【大気：大気汚染管理条例】

大気排出を規制する法令として、「大気汚染管理条例 (Air Pollution Control Ordinance)」がある（図表 2.13-22 参照）。本法令では、公共の利益において大気を保護し、最大限に利用することを促進するための規制等を定めている。1959年に施行され、1983年、1991年、2008年に改正されている。

香港では、地域の道路における汚染と、地方レベルのスモッグの2つの大気汚染の問題に直面している。前者の主な汚染源はディーゼル車であるが、後者のスモッグは、香港と Pearl 川のデルタ域に両方における自動車及び産業、発電所からの汚染物質の組み合わせで生じていると考えられている。

本法令は、日本の大気汚染防止法に相当する。大気汚染防止法では、国民の健康を保護すると共に生活環境を保全することを目的として、(1) 工場及び事業場における事業活動や建築物の解体に伴う「ばい煙」や「粉じん」の規制、(2) 有害大気汚染物質対策の推進、(3) 自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどが盛り込まれている。それに対し、本法令では、(1) 道路交通による大気汚染、(2) スモッグ（道路交通、産業、発電など複数の要素）を経路とした大気汚染による人間の健康と環境に対する課題への対応に限定されており、規制対象物質も、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、鉛、総浮遊粒子状物質、可吸入浮遊粒子状物質、アスベストのみとなっている。

図表 2.13-22 排出規制（大気）に関する法令（その1）

法令名	大気汚染管理条例 (Cap. 311) Air Pollution Control Ordinance (Cap. 311)
所管官庁	・ Environmental Protection Department
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気規制区域における大気の質が目指すものは、公共の利益において空気を保護し最大限に利用することを促進するため、達成され維持される質であるものとする⁴¹。法令条文 Section 7 (2) ・ 大気汚染は人間の健康と環境に対する大きな懸念である。この喫緊の課題に取り組むため環境保護署（EPD）は大気汚染規制条例とその関連規則を実施している⁴²。 ・ 大気汚染規制の主目的は、公衆衛生の保護である⁴³。
規制対象物質と選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7 物質（二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、鉛、総浮遊粒子状物質、可吸入浮遊粒子状物質） ・ アスベスト⁴⁴ ・ 珠江デルタ地区の SO₂、NO_x、PM₁₀ (RSP)、VOC をそれぞれ 1997 年比で 40%、20%、

⁴¹

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/86682A3515C78D29482575EE005BD610/\\$FILE/CAP_311_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/86682A3515C78D29482575EE005BD610/$FILE/CAP_311_e_b5.pdf)

⁴² http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/air/guide_ref/files/apco_e.pdf

⁴³ http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/air/studyreports/files/Final_Report_091013.pdf

⁴⁴

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/86682A3515C78D29482575EE005BD610/\\$FILE/CAP_311_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/86682A3515C78D29482575EE005BD610/$FILE/CAP_311_e_b5.pdf)

法令名	大気汚染管理条例 (Cap. 311) Air Pollution Control Ordinance (Cap. 311)
	55%、55%削減するためのもの。2002年4月、香港特別行政区政府と中国広東省政府は特定汚染物質の人為的排出を削減するという合意によるもの ⁴⁵ 。
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護対象：香港市民 ・ 暴露経路⁴²：①道路交通による大気汚染 ②スモッグ（道路交通、産業、発電など複数の要素） ・ 計30種の産業活動からの排出を規制している⁴⁶。 <ol style="list-style-type: none"> 1. アクリレート Acrylates Works 2. アルミニウム Aluminium Works 3. セメント Cement Works 4. 窯業 Ceramic Works 5. 塩素 Chlorine Works 6. 銅 Copper Works 7. 電気 Electricity Works 8. ガス Gas works 9. 鉄鋼 Iron and Steel Works 10. 金属回収 Metal Recovery Works 11. 鉱物 Mineral Works 12. 焼却炉 Incinerators 13. 石油化学 Petrochemical Works 14. 硫酸 Sulphuric Acid Works 15. タール、ビチューメン Tar and Bitumen Works 16. フリット Frit Works 17. リード線 Lead Works 18. アミン Amines Works 19. アスベスト Asbestos Works 20. 化学的焼却 Chemical Incineration Works 21. 塩酸 Hydrochloric Acid Works 22. シアン化水素 Hydrogen Cyanide Works 23. 硫化物 Sulphide Works 24. 医療廃棄物焼却炉 Pathological Waste Incinerators 25. 有機化学物質 Organic Chemical Works 26. 石油 Petroleum Works 27. 亜鉛めっき Zinc Galvanising Works 28. 下塗り Rendering Works 29. 非鉄金属 Non-ferrous Metal 30. ガラス Glass Works

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・ 規制内容：

〈関連規則等〉⁴²

・ 技術文書：Technical Memorandum

1. Technical Memorandum for Specifying Air Quality Objectives for Hong Kong
2. Technical Memorandum for Issuing Air Pollution Abatement Notices to Control Air Pollution from Stationary Polluting Process
3. Technical Memorandum for Allocation of Emission Allowances in Respect of

⁴⁵ http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/air/study/rpts/files/Final_Report_091013.pdf

⁴⁶ http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/air/air_maincontent.html

Specified Licences

・規制:Code of Practice

1. Asbestos Work Using Full Containment or Mini Containment Method
2. Asbestos Work Using Glove Bag Method
3. Preparation of Asbestos Investigation Report, Asbestos Management Plan and Asbestos Abatement Plan
4. Safe Handling of Low Risk Asbestos Containing Material

・補助規則 : Subsidiary Regulations

1. Air Pollution Control (Furnaces, Ovens and Chimneys) (Installation and Alteration) Regulations
2. Air Pollution Control (Dust and Grit Emission) Regulations
3. Air Pollution Control (Smoke) Regulations
4. Air Pollution Control (Appeal Board) Regulations
5. Air Pollution Control (Specified Processes) Regulations
6. Air Pollution Control (Fuel Restriction) Regulations
7. Air Pollution Control (Vehicle Design Standards) (Emission) Regulations
8. Air Pollution Control (Motor Vehicle Fuel) Regulation
9. Air Pollution Control (Open Burning) Regulation
10. Air Pollution Control (Asbestos) (Administration) Regulation
11. Air Pollution Control (Construction Dust) Regulation
12. Air Pollution Control (Petrol Filling Stations) (Vapour Recovery) Regulation
13. Air Pollution Control (Dry-Cleaning Machines) (Vapour Recovery) Regulation
14. Air Pollution Control (Emission Reduction Devices for Vehicles) Regulation
15. Air Pollution Control (Volatile Organic Compounds) Regulation

・運用体制、実態 :

〈制定構築に至る歴史的過程（契機となった海外の潮流、国内社会問題等）〉⁴²

本条例は、燃料燃焼排出の規制を目的とした大気清浄化条例（1959年施行、香港初の大気汚染規制法）を引き継ぐもので、規制対象を燃焼以外の大気汚染に拡張したものである。1991年には規制対象を自動車排出までに拡張し、その後、アスベスト規制を追加した。2008年にはさらに電力部門への規制を強化するため、2010年以降の排出量にキャップをかけるとともに、排出目標達成の代替手段として排出量取引導入を導入している。

〈適用対象者とその義務（申告内容等）、罰則等〉

・適用対象⁴² :

- ・汚染プロセスや産業活動による大気汚染物質を排出する施設が対象となる。
- ・不適切な設計や設備の稼動・維持から大気汚染を生じる施設の所有者に対しては、EPDが是正を要求する。
- ・アスベストの除去や放出防止が不十分な事業者に対して、EPDが即時停止を要求する。
- ・特定プロセスに分類される固定排出源（発電所、焼却炉、コンクリート用バッチプラント等）にはさらに厳しい基準を適用している。

・罰則：

- (a) 汚染活動の停止を怠った場合は罰金 50 万ドル、12 ヶ月の禁固刑、稼働を続けた場合は追加で日額 10 万ドルの罰金。
- (b) その他の場合、最初の有罪刑で 10 万ドルの罰金。2 回目以降は罰金 20 万ドルと 6 ヶ月の禁固刑、稼働を続けた場合は日額 2 万ドルの罰金。

〈選定の際に着目した有害性種類等、選定の基準値・クライテリア等〉⁴⁷

オゾン層破壊物質等の有害物質 (VOC、NO_x、SO₂) の選定の際に着目した有害性種類等、選定の基準値・クライテリアは、WHO の大気質ガイドラインを参照して基本理念が策定されている。

〈物質等の見直しのための計画及び要件〉⁴⁸

大気環境の目標値等は、環境諮問委員会の助言に基づき環境大臣が随時改正することができる。

〈申告（報告の実績数）〉

2009 年大気汚染対策状況統計 (Air Pollution Enforcement Statistics in 2009) ⁴⁹によると、次のようなデータが公表されている。

排ガス処理装置導入	393 件
特定プロセスの免許	9 件
注意事項の伝達	1,341 件
告訴	133 件
技術的助言の提供	7,748 件

〈効果〉

乗用車からの主要な空気汚染物質排出は、2008 年には、1999 年の 20%強に抑えられている⁵⁰ (図表 2.13-23 参照)。産業燃料の硫黄含有量の制限が、二酸化硫黄による汚染を防いだ例である。

また、図表 2.13-24 に示すように、塩素系化学物質の管理を改善したことにより、香港の一般市民のリスクは次のように低減したと考えられている⁶⁸。

固定排出源となっている発電所からの大気汚染物質の排出量は、電気使用量が増加している中で減少傾向を見せており⁵¹ (図表 2.13-25 参照)、本法令の効果が現れているものと推

⁴⁷ http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/air/studyreports/files/Final_Report_091013.pdf

⁴⁸

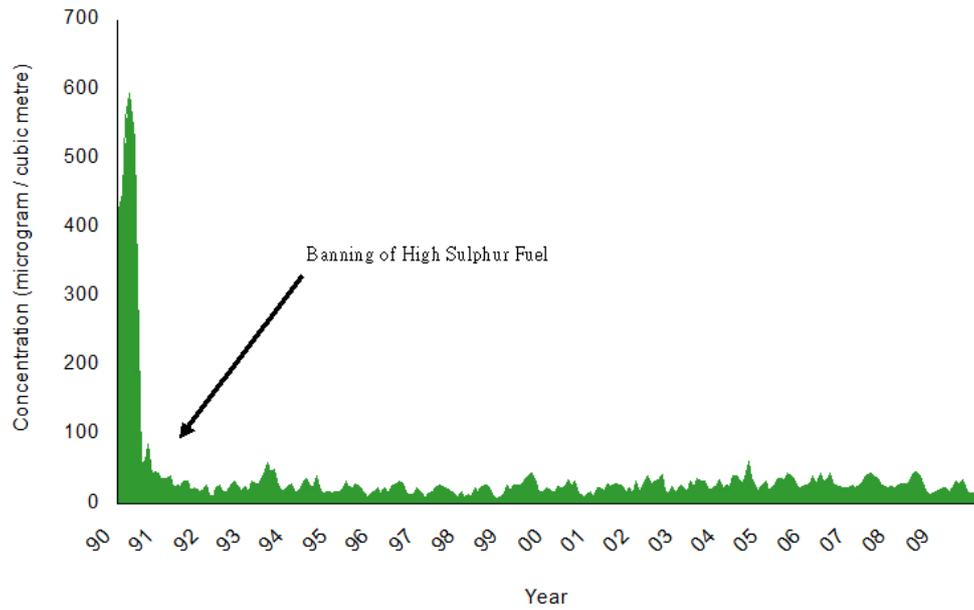
[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/86682A3515C78D29482575EE005BD610/\\$FILE/CAP_311_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/86682A3515C78D29482575EE005BD610/$FILE/CAP_311_e_b5.pdf)

⁴⁹ http://www.epd.gov.hk/epd/english/laws_regulations/enforcement/resource_enfor3.html

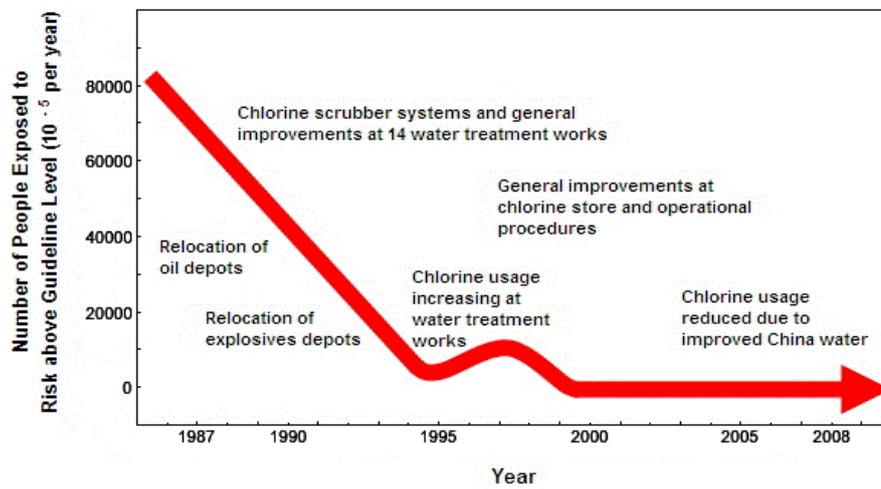
⁵⁰ http://www.epd.gov.hk/epd/english/resources_pub/resource_materials/e01.06.01.html

⁵¹ http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/air/air_maincontent.html

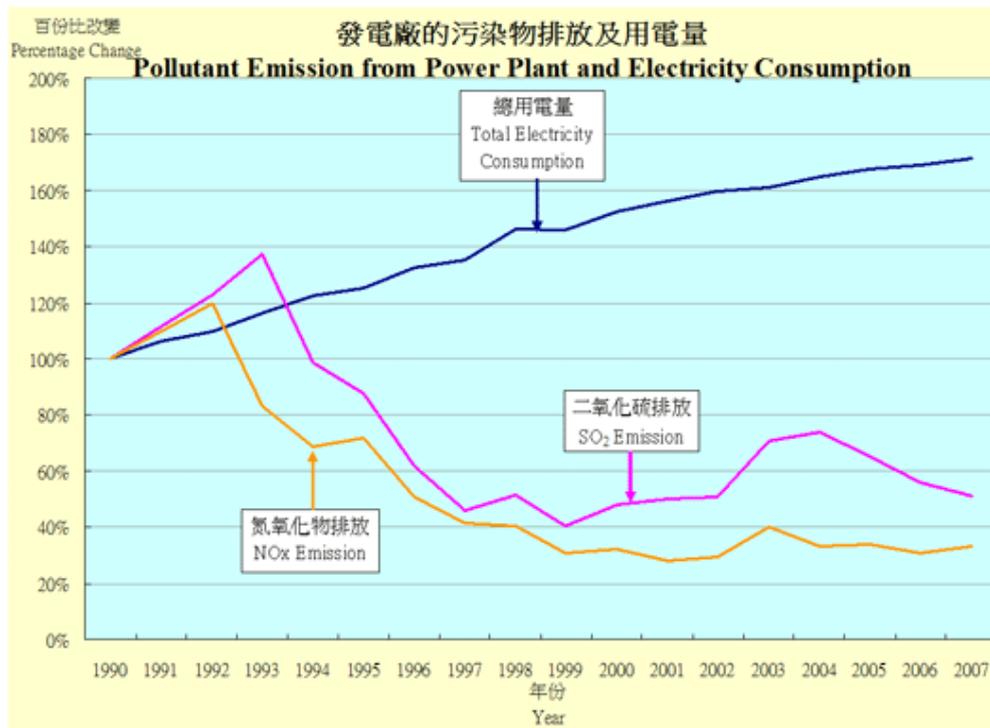
察される。



図表 2.13-23 二酸化硫黄の大気中濃度の推移



図表 2.13-24 閾値を超過して化学物質にばく露した人の数の推移



図表 2.13-25 発電所から排出される大気汚染物質と電力消費量の推移

<運用>

本法令は、大気汚染に対象を拡張し、さらに自動車排出、アスベスト規制、電力部門の規制強化、排出量にキャップをかけるとともに、排出目標達成の代替手段として排出量取引導入を導入する等時代の要請に対応した内容に修正されている。

<日本、欧州連合及びアメリカ等の先進国の影響や連携の状況>

現行の AQO は、策定当時の米国の大気汚染基準を参照している。それ以降については、世界保健機関 (WHO) の大気質ガイドライン (AQG) (2006 年) の発表に伴い、大気質基準を開発・更新するためのガイドラインを提供しており、それに準拠している。

【大気汚染管理条例の下位・関連法令】

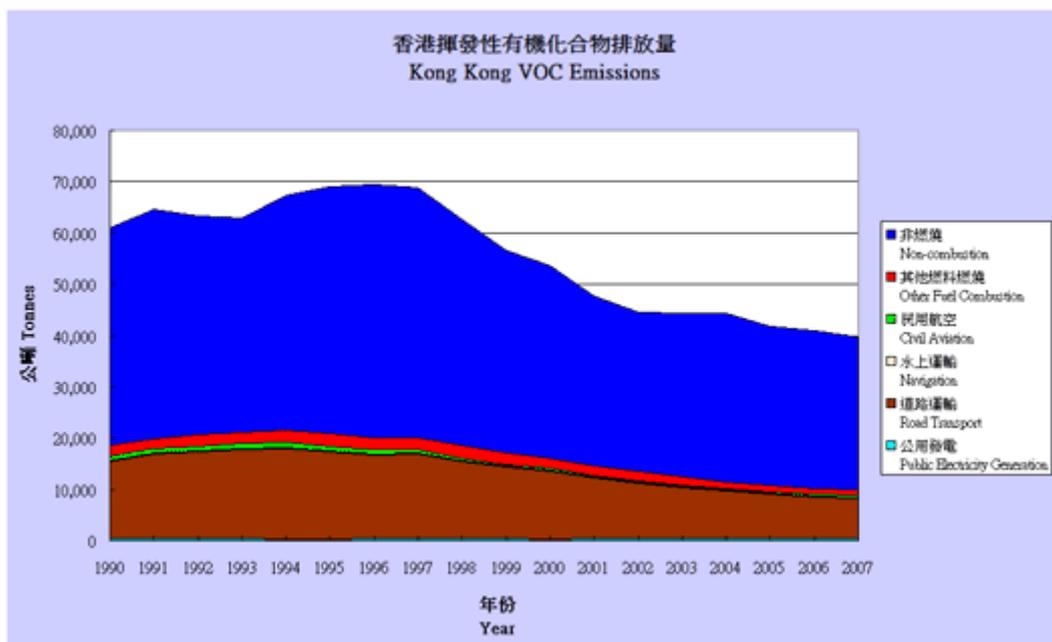
大気汚染管理条例の下位法令の「大気汚染管理 (揮発性有機化合物) 規則 (Air Pollution Control (Volatile Organic Compounds) Regulation)」では、対象製品における VOC 含有量を制限している。

図表 2.13-26 排出規制（大気）に関する法令（その2）

法令名	大気汚染管理（揮発性有機化合物）規則 Air Pollution Control (Volatile Organic Compounds) Regulation (Cap.311W)
所管官庁	・ Environmental Protection Department
上位法令	・ 大気汚染管理条例（Cap. 311） Air Pollution Control Ordinance (Cap. 311)
規制内容	・ VOC含有量の制限を課している。 ・ 対象製品は、建築用の塗料・コーティング剤、自動車補修用の塗料・コーティング剤、船舶及びプレジャーボート用の塗料・コーティング剤、接着剤、封止剤、印刷インキ、消費者向け6製品（芳香剤、ヘアスプレー、多目的潤滑剤、床用ワックス剥離剤、殺虫剤、防虫剤）となっている。

〈効果〉

香港の大気中排出量の推移を図表 2.13-27 に示す。経年的に減少傾向にあることから、本法令の効果が現れているものと推察される。



図表 2.13-27 VOCの大気排出量の推移⁵²

【水域：水質汚染管理条例】

水域に対する法令は、「水質汚染管理条例（Water Pollution Control Ordinance）」である（図表 2.13-28 参照）。1980 年施行され、1990 年、1993 年に改正されている。

本法令は日本の水質汚濁防止法に相当する。水質汚濁防止法は、水質汚濁防止を図るため、

⁵² http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/air/air_maincontent.html

工場及び事業場からの公共用水域への排出及び地下水への浸透を規制し、さらに生活排水対策の実施を推進することで国民の健康の保護、生活環境の保全を目的としている。それに対し、本法令は、公衆衛生を保護し、下水の収集と処理の仕組みを維持することで、水質が自然回復を超えて悪化しないように排水の排出をコントロールするための規制等を定めている。

図表 2.13-28 排出規制（水域）に関する法令

法令名	水質汚染管理条例 Water Pollution Control Ordinance (Cap.358)
所管官庁	・ Environmental Protection Department
目的等 ⁵³	・ 香港の水域の保護と最善の利用を促進すること。
対象物質、基準値	・ 対象物質等については、以下の文書で確認することができる。 TECHNICAL MEMORANDUM STANDARDS FOR EFFLUENTS DISCHARGED INTO DRAINAGE AND SEWERAGE SYSTEMS, INLAND AND COASTAL WATERS ⁵⁴
規制内容 ⁵⁵	・ 排出管理の対象： 共同下水道への生活及び汚染されていない水の雨水排水路・河川水路・排水水域への排出については、管理の対象とはならない。しかし、下水処理場や浄化槽からの排出は、管理される場合がある。 他の全ての排水は、共同排水や雨水排水路、河川水路、排水水域への排出かどうかによらず、管理の対象となる。これらは、産業、製造業、商業、制度や建設活動のすべてのタイプからの排水が含まれる。 排水を制御するために、排出者は EPD からライセンスを受ける必要があり、その条件に準拠しなければならない。

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・規制対象物質：

<保護対象、着目する暴露経路>

・保護対象：

10 の水室管理地域を保護対象とする。

1. Tolo Harbour and Channel Water Control Zone;
2. Southern Water Control Zone;
3. Port Shelter Water Control Zone;
4. Junk Bay Water Control Zone;
5. Deep Bay Water Control Zone;
6. Mirs Bay Water Control Zone;
7. North Western Water Control Zone;
8. Western Buffer Water Control zone;
9. Eastern Buffer Water Control Zone;
10. Victoria Harbour Water Control Zone (Phase One, Phase Two, Phase Three);

⁵³ http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/water/guide_ref/guide_wpc_wpc0_1.html

⁵⁴

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/569E03D57CCBAE69482575EE006FF774/\\$FILE/CAP_358AK_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/569E03D57CCBAE69482575EE006FF774/$FILE/CAP_358AK_e_b5.pdf)

⁵⁵ http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/water/guide_ref/guide_wpc_wpc0_2.html

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.13 香港

- ・ Tolo Harbour Supplementary Water Control Zone;
- ・ Southern Supplementary Water Control Zone;
- ・ Second Southern Supplementary Water Control Zone; and
- ・ North Western Supplementary Water Control Zone.

・ 暴露経路 :

排出物や沈殿物を対象とする^{56,57}。

・ 規制内容 :

〈関連規則等〉

Water Pollution Control (General) Regulations (as amended by the Water Pollution Control (General) (Amendment) Regulations 1990 and 1994);
Water Pollution Control (Sewerage) Regulation;
Water Pollution Control (Appeal Board) Regulations.
Technical Memorandum - Standards for Effluents Discharged into Drainage and Sewerage Systems, Inland and Coastal Waters.

・ 運用体制、実態 :

〈制定構築に至る歴史的過程（契機となった海外の潮流、国内社会問題等）〉⁵⁸

香港の水質は、人口増加や経済成長による水質汚染により、悪化し続けている。そこで、公衆衛生を保護し、下水の収集と処理の仕組みを維持することで、水質が自然回復を超えて悪化しないように排水の排出のコントロールを実行する必要がある。

〈適用対象者とその義務（申告内容等）、罰則等〉^{59, 60}

・ 適用対象 :

工業・商業施設、家庭からの排水

・ 罰則 :

水管理地域における汚染物質の排出及びライセンスの指定条件下での違反排水の犯罪については適用除外が定められている。最高刑は以下のようになっている。

(A) 廃棄物または汚染物質の排出の場合 :

6ヶ月の懲役刑と

- 最初の違反については、20万ドルの罰金
- 2回目以降の違反については、400,000ドルの罰金
- その違反が続いて継続している場合、毎日10,000ドルの罰金

(B) 有毒または有害物質の排出の場合 :

- 最初の違反については、400,000ドルの罰金と懲役1年

⁵⁶ http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/water/guide_ref/guide_wpc_wpc0_1.html

⁵⁷

[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/569E03D57CCBAE69482575EE006FF774/\\$FILE/CAP_358AK_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/569E03D57CCBAE69482575EE006FF774/$FILE/CAP_358AK_e_b5.pdf)

⁵⁸ http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/water/guide_ref/guide_wpc_wpc0_1.html

⁵⁹ http://www.epd.gov.hk/epd/english/application_for_licences/guidance/aw_331.html

⁶⁰ http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/water/guide_ref/guide_wpc_wpc0_14.html

- 2 回目以降の違反、100 万ドルの罰金と懲役 2 年
- その違反が続いて継続している場合、毎日 40,000 ドルの罰金

(C) ライセンス条件に違反した場合：

- 20 万ドルの罰金と懲役 6 ヶ月
- 第 24 パラグラフに記載されている通知で指定されている要件の規定に違反した者は、上記の違反を犯したものとし、10 万ドルの罰金となる。また、違反が続いて継続している場合、毎日 5,000 の罰金となる。虚偽と自覚して情報を提供する者は、10,000 ドル以下の罰金を課される。

〈物質等を見直しの計画、見直しのための要件〉⁶¹

水質目標を達成するために、EPD 長官は、環境に関する諮問委員会との協議の後、各水質管理地域における水質目標または地域の異なる部分に異なる目的を定めなければならない。(1984 年 165 L.N.改正; L.N.571994)

〈申告（報告の実績数）〉

2009 年水質汚濁防止活動報告書（Water Pollution Control Enforcement Activities in 2009）⁶²によると、報告実績は次のようになっている。

ライセンス付与	1674 件
ライセンス更新	874 件
排水計画の精査	92 件

〈効果〉

EPD は、条例の管理水域の水質目標順守のために、76 の海洋及び 82 の河川でモニタリングしている。順守状況は、図表 2.13-29～図表 2.13-31 に示している通りである。他の水質管理地域内の水質目標の達成状況の詳細情報は、EPD の Web サイト⁶³で、香港海洋水質年次報告書⁶⁴として入手可能である。

図中の数値等が一部不鮮明であるが、棒グラフに示された点線が水質目標（Water Quality Objectives）であり、一部達成できていないところが見受けられるが、特に悪化の傾向はなく、本法令の効果が現れているものと推察される。

⁶¹

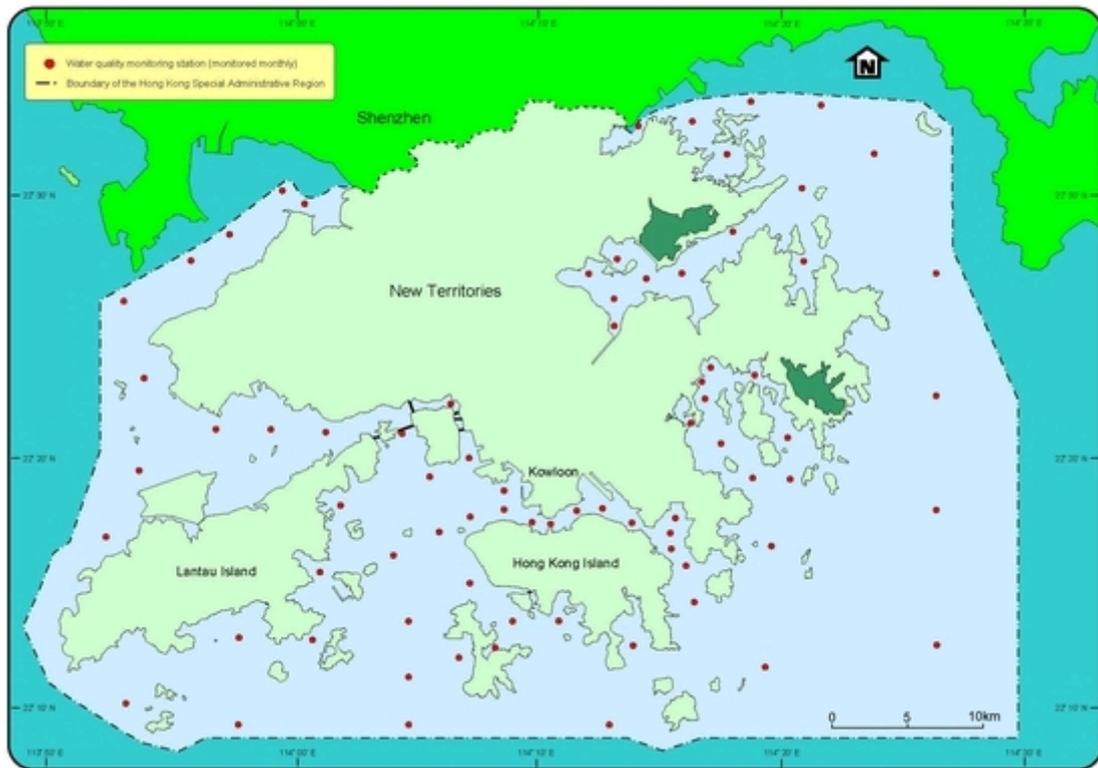
[http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/CB0A5863E36D4543482575EE006FA9BC/\\$FILE/CAP_358_e_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/CB0A5863E36D4543482575EE006FA9BC/$FILE/CAP_358_e_b5.pdf)

⁶² http://www.epd.gov.hk/epd/english/laws_regulations/enforcement/resource_enfor5.html

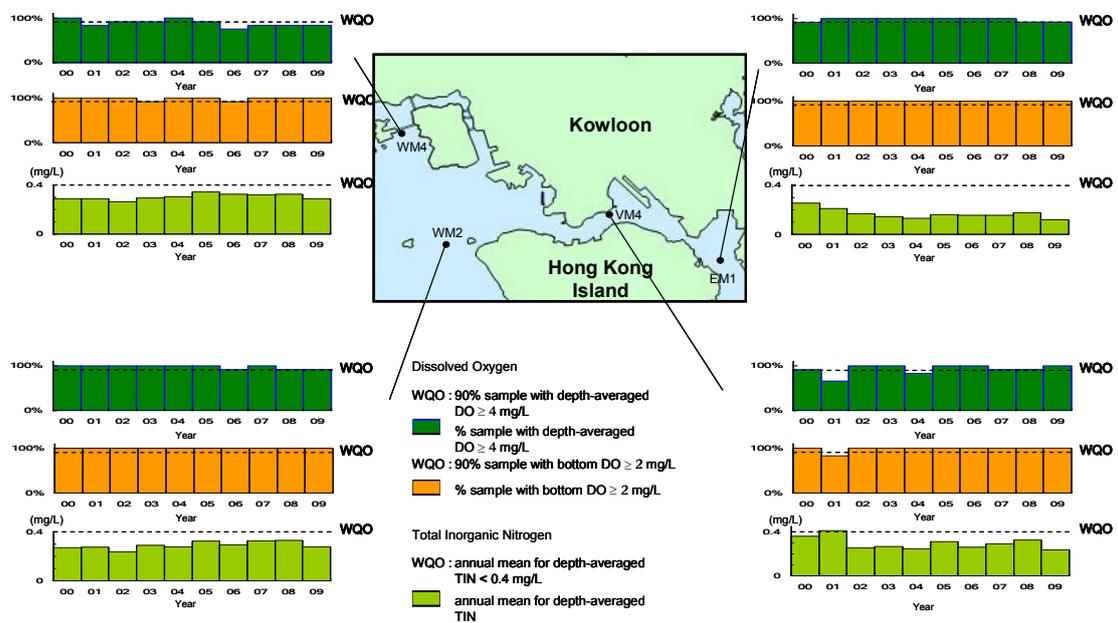
⁶³ <http://www.epd.gov.hk>

⁶⁴ http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/water/data/achi_wq_obj.html

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査
2.13 香港

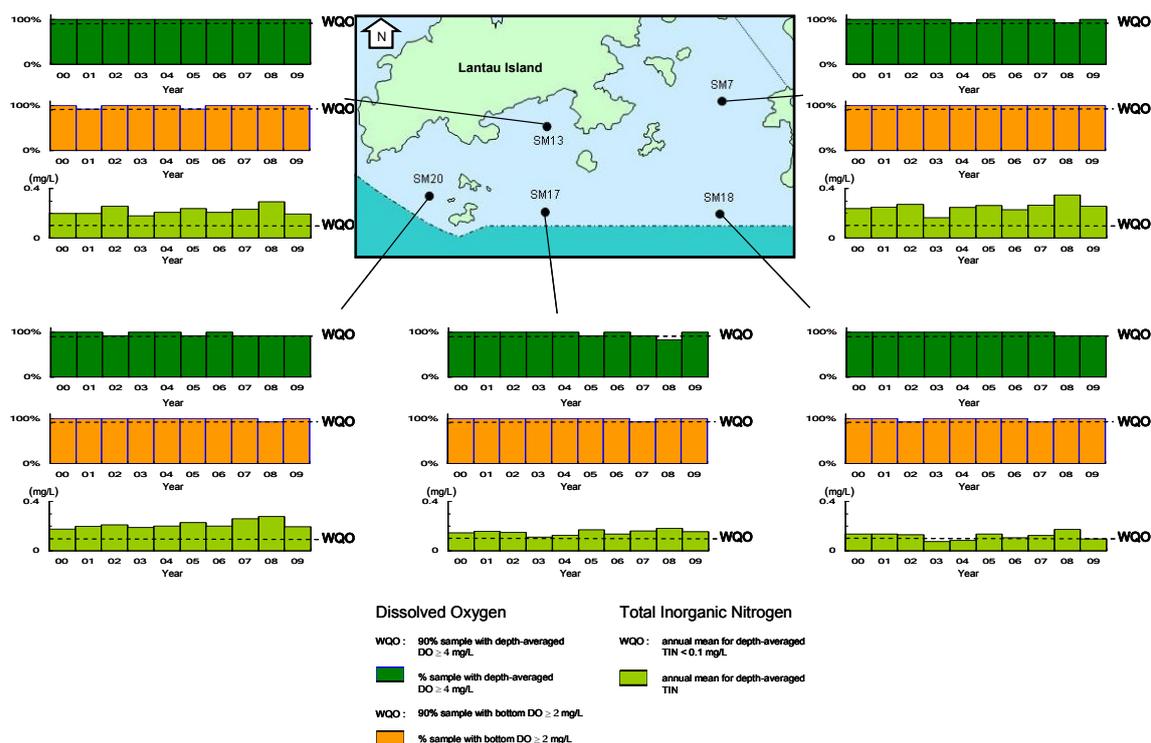


図表 2.13-29 モニタリング地点の一覧



図表 2.13-30 水質汚染管理条例の効果例(1)⁶⁵

⁶⁵ <http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/water/data/files/2009Fig2Eng.ppt>



図表 2.13-31 水質汚染管理条例の効果例(2)⁶⁶

〈制定や普及に関わる他国との協力体制等〉^{67, 68}

中国・広東省とは、珠江デルタ地域の水質管理で、2000年から協力関係にある。また、中国・深セン（広東省）の環境保護署と、Mirs Bayの水質管理戦略を実施している。2008年には、深セン川の汚泥除去について共同調査を行うことに合意している。

【土壌】^{69, 70}

土壌汚染に関する法令は制定されていないが、環境影響評価条例（Environmental Impact Assessment Ordinance (Cap. 499)）に関連して、EPDより「EIA Study Brief No: ESB-188/2008」が発行され、土壌汚染への対応に関する検討が行われている。

⁶⁶ <http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/water/data/files/2009Fig3Eng.ppt>

⁶⁷ http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/water/water_maincontent.html

⁶⁸ <http://www.epd.gov.hk/epd/misc/ehk09/pdf/en/water/index.pdf>

⁶⁹

http://www.epd.gov.hk/eia/register/report/eiareport/eia_1902010/EIA/HTML/Ch%208%20Land%20Con/EIA_Ch8%20Land%20Con_html.htm

⁷⁰

http://www.epd.gov.hk/eia/register/report/eiareport/eia_1842010/EIA/pdf/11%20-%20Land%20Contamination.pdf

(h) 排出規制 (PRTR)

香港では、化学物質排出移動量届出制度 (PRTR) は導入されていない。

(4) 管理制度の国際整合性等からみた今後の方向性

【WSSD への対応】

WSSD については、香港政府が直接、持続可能な開発を課題にあげて取り組んでいる。汚染や廃棄物、環境負荷を削減しながら、生活の質を向上させること等が掲げられているが、化学物質管理政策との明確な関係は見られない。

【既存化学物質リスト】【新規化学物質の管理】【リスクベースの管理の導入】⁷¹

中国の特別行政区である香港は、中国における省や直轄市と同等の地方行政区となっているが、返還後 50 年間は自治権の付与及び本土とは異なる行政・法律・経済制度の維持が認められている。そのため、化学物質管理においても独自の取り組みが行われている。したがって、香港は、中国の新化学物質環境管理弁法から見ると海外と判断されており、日本から香港経由で中国に製品を輸出する場合は、香港の事業者が中国に対する輸出者とみなされ、他の国からの輸出と同様の手続きが必要となる。さらに、将来の行政・法律・経済制度面での統合、現在の経済的な関係をふまえると、中国の影響を無視することはできないと推察される。

香港では、既存化学物質リストに類似するリストは整備されていない。化学物質管理に関わる各法令は、規制対象となる物質のリストを具備している。台湾の既存化学物質の管理は、既存化学物質を含めた広い範囲の物質から対象物質を絞り込んでいくようなアプローチではなく、有害性の高い物質を対象として、各法令の分野に応じて規制を行っている状況にある。また、市民が化学物質の暴露量を把握するような制度はなく、化学物質管理に関わる基本的な法令である「有害化学物質管理条例 (Hazardous Chemicals Control Ordinance (Cap. 595))」によって、有害化学物質の人の健康または環境への影響の管理が講じられているに留まる。なお、同条例では、ハザードの観点から、指定化学物質の輸入、輸出、製造、運搬等に関して、許可証制度を導入することで、有害化学物質を管理している。

また、関連法令はハザードベースの管理に基づいて運用されており、リスクベースの管理は行われていない。ただし、労働安全における化学物質面からの安全性確保などにおいては、リスクに基づく評価・管理なども推進されつつある。

【GHS】

労働安全関連の法令である「工場・産業活動実施条例」の下位法令にあたる「工場・産業活動実施 (危険物質) 規則」が GHS に対応している。同規則では、リストアップされた危険

⁷¹ <http://www.labour.gov.hk/eng/public/os/C/Chemsafe.pdf>

物質の危険分類、危険分類に応じたシンボルマーク、特定するリスクを規定している。

【海外の影響】

化学物質管理においては、既存及び新規に大別した管理やリスク管理を導入しつつある中国の影響に留意する必要があると考えられる。

有害化学物質管理条例（HCCO）では、ストックホルム議定書やロッテルダム議定書が規制する物質を含めて、人間の健康や環境に有害または負の影響を及ぼす可能性のある非農薬有害化学物質の輸出入・製造・使用を、許可制度を通して規制している。オゾン層の保護に関しても、ウィーン条約やモントリオール議定書の下での国際的な責務に対応するために、対応が進められており、国際条約を含め海外の影響を受けているといえる。

【データベース】

香港では独自のデータベースは保有しておらず、MHIDAS（The Major Hazard Incident Data Service）や、US EPA の The ECOTOX (ECOTOXicology) database などが利用されているようである。

【日本の支援の可能性】

中国本土と異なる行政・法律・経済制度の維持が認められているとはいえ、中国の一部であり、日本が直接的に支援を行うような状況は考えにくい。